

ID: 5

担当部署: 企画課

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	八頭町個人情報保護条例 第17条第1項及び第2項
例規番号	平成17年条例第13号

【根拠条文】

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、開示請求者に対し、その旨(一部を開示するときは、開示しない部分及びその理由を含む。)並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 4 実施機関は、前項の理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

【基準】

根拠条文、第11条及び第13条から第16条までの規定による。

(開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己情報(第6条第4項の事務に係るものを除く。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合又は開示請求に不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている自己情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する自己情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの
- (3) 町又は国、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの
- (4) 本人以外の者の個人情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの
- (5) 未成年者の法定代理人により開示請求がされた当該未成年者に係る自己情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報を開示するときは、その除いた部分の程度を明示しなければならない。ただし、程度を明示することにより、保護されるべき権利利益が害されるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報(第13条第1号に規定するものを除く。)が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否か答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(第18条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日